

ペット霊園等事業に係る手続き

ペット霊園等（墓地、納骨堂、火葬炉）の設置を行おうとする場合

事業者			市役所	
順番	手続き	期限等	手続き	順番
	事前相談			
①	事前協議書の提出	許可申請の90日以前		
②	標識の設置	許可申請の60日以前		
③	住民説明会の実施	許可申請の30日以前		
④	住民説明会の結果報告	説明会実施後		
			事前協議終了の通知	⑤
⑥	設置の許可申請	事前協議終了後1年以内		
			審査	
			設置の許可	⑦
⑧	工事着手届	工事着手の30日以前		
⑨	工事完成届	完了後速やかに		
			完了検査・結果通知	⑩
ペット霊園等の営業開始				
	※営業開始後			
⑪	（変更の許可申請）	事前協議書の提出 の手続き（①）へ		
⑫	（軽微な変更の届出）			
⑬	（廃止の届出）			